

発議第1号

産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年3月4日提出

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 岩出市議会議員 | 田中 宏幸 |
| 賛成者 | 〃 | 玉田 隆紀 |
| 賛成者 | 〃 | 増田 浩二 |
| 賛成者 | 〃 | 梅田 哲也 |
| 賛成者 | 〃 | 山本 重信 |

(提出先)

和歌山県知事

産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書

現在、民間事業者により、岩出市根来字洞尾 2 2 7 4 番 4 2 他 4 筆に産業廃棄物処理施設（溶融施設）の建設に関する「産業廃棄物許可申請等に係る事前調査書」が、和歌山県（環境生活部環境政策局循環型社会推進課）に提出されている。

建設計画地周辺は、本市の北の玄関口に位置し、和泉山脈が東西方向に連なり緑ゆたかな山並みのなか、京奈和自動車道路や府県間道路県道泉佐野岩出線等の東西南北の道路交通網が交差する和歌山県と大阪府の交通の要衝となっており、その立地を活かし、自然環境と調和した企業誘致を進められているところであり、既にいくつかの企業が進出し、雇用の機会を創出している。

近隣には、国宝大塔を擁する根来寺、重要文化財旧和歌山県議会議事堂など多くの文化遺産や岩出図書館などが立地し、文化・教育の交流拠点として、また、これら文化遺産と自然が調和する観光拠点として位置付けられている地域となっている。

事前調査書によると、取扱廃棄物は、産業廃棄物では、燃え殻、汚泥、ばいじん、廃酸、廃アルカリ、廃油、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類であり、石綿含有産業廃棄物（アスベスト）、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含むものである。また、特別管理産業廃棄物としては、廃油（引火性廃油）、廃酸（廃強酸）、廃アルカリ（廃強アルカリ）、特定有害産業廃棄物（廃石綿）となっており、高温溶融で有害物質をスラグ化することで安全で無臭・無公害な建築資材としてリサイクルするとしているが、日本国内では、実績がないと聞いている。

また、産業廃棄物を溶融処理するにあたり、搬入され保管することになるが、建設計画地は、過去に幾度か土砂崩れが起きている旧採石場であり、今後発生が予測される南海トラフを震源とする巨大地震をはじめ、中央構造線断層帯を震源とする地震などによる崩壊で、これらの産業廃棄物が飛散・流出すれば、周辺住民の生活環境のみならず、住持池などのため池を水源とする農地や根来川流域の農地など広範囲の営農環境にも影響を与え、原状回復は極めて困難となるおそれがある。

このような地へ施設を建設することに断固反対するものであり、許可権者である和歌山県におかれては、こうした状況を勘案し、産業廃棄物処理施設の設置を許可しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。